



新たな外国人材の受入れ 建設分野における特定技能外国人 の受入れに関する説明会



国土交通省北海道開発局事業振興部建設産業課

深刻化する人手不足に対応するため、2018年12月に成立した『出入国管理及び難民認定法』及び『法務省設置法』の一部を改正する法律が、2019年4月1日から施行され、建設分野を含む14の産業分野において新しい在留資格「特定技能」がスタートしました。

国土交通省は、新しい制度の周知を行うため、この春に全国10ブロックで説明会を開催しました。北海道では5月31日、札幌第1合同庁舎で説明会が開かれ、約180名の参加がありました。

本稿では、法務省、国土交通省の説明から、新しい在留資格「特定技能」制度の概要を紹介します。

《法務省説明》



札幌出入国在留管理局審査部門
北 晴美 統括審査官

制度概要（特定技能とは）

特定技能は、「特定技能1号」と「特定技能2号」の2種類があり、「特定技能1号」は、相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格です。在留期間は通算で上限5年までで、家族の帯同はできません。建設分野における向こう5年間の受入れ見込み数は最大で4万人です。

「特定技能2号」は、熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格です。現在、建設と造船・船用工業の2分野のみ適用されており、在留期間の更新制限はなく、家族の帯同は可となっています。

受入れ機関（外国人受入企業等）になるには

外国人の受入れ機関になるには、外国人と結ぶ雇用契約において、報酬額を日本人と同等以上とすることや、受入れ機関自体が適切（5年以内に入出国・労働

法令違反がない等)などの基準が設定されています。

更に、「特定技能1号」の場合は「1号特定技能外国人支援計画」を作成して、計画に基づく支援を行わなければならないとされています。

なお、この支援は「登録支援機関」に委託することも可能です。

その他、出入国在留管理庁に各種届出を随時又は定期に行うことも義務づけられています。また、制度に関する詳細な基準等が政省令で決められています。

1号特定技能外国人支援計画とは

外国人が「特定技能1号」の活動を安定的かつ円滑に行うことができるようにするための支援の実施に関する計画で、出入国在留管理局への申請時（入国審査）に提出することとされており、外国人への事前ガイダンス、出入国する際の送迎などが定められています。

登録支援機関とは

外国人が十分理解できる言語で支援できる体制を有する等、所定の基準を満たし、出入国在留管理庁長官の登録を受けた個人又は団体のことをいいます。

《国土交通省説明》



土地・建設産業局建設市場整備課
藤條 聡 労働資材対策室長

建設分野における外国人材の受入れ状況

全国の建設分野で活躍する外国人の数は、2011年の約1.3万人から大幅に増加し、2018年で約6.9万人。このうち、約7割の約4.6万人が技能実習生で近年増加傾向にあります。

1号特定技能外国人に求められる人材の基準

現在の対象職種（11職種）に関する技能水準〔建設

分野特定技能1号評価試験、又は技能検定3級〕と日本語能力水準〔国際交流基金日本語基礎テスト、又は日本語能力試験（N4以上）〕の試験合格者とされていますが、建設分野に関する第2号技能実習修了者は、この試験が免除されています。

建設特定技能受入計画の認定

外国人に対して適正な就労環境確保への配慮が必要であることから、1号特定技能外国人の受入れ機関は法務大臣が行う入国審査の前に、国土交通大臣が設定した受入れ機関の基準に基づく「建設特定技能受入計画」の認定を国土交通大臣から受ける必要があります。

建設特定技能受入計画の認定基準

- ・建設業法第3条の許可を受けていること
 - ・建設キャリアアップシステムへの登録（受入企業及び1号特定技能外国人）
 - ・特定技能外国人の適正・円滑な受入れを実現するための取組を実施する「（一社）建設技能人材機構」への加入及び当該機構が策定する行動規範の遵守 など
- （一社）建設技能人材機構（JAC）**

建設分野における外国人の受入れに当たっては、建設技能者全体の処遇改善、劣悪な労働環境等のルールを守らないブラック企業の排除、失踪・不法就労の防止等の課題に対応していく必要があります。

このため、業界を挙げてこれらの課題に対応し、外国人の適正かつ円滑な受入れを実施するため、建設業者団体等が共同して（一社）建設技能人材機構（JAC）が設立され、技能評価試験や特定技能外国人に対する職業紹介等の事業を実施していきます。

今後の職種追加は

特定技能の対象職種は、今後業界として外国人材受入れの準備が整い次第、追加される見込みです。

特定技能の対象職種となっていない間は、2022年度末までの時限措置ですが、一定期間、建設分野技能実習に従事した外国人を2年又は3年就労させることができる「外国人建設就労者受入事業」という制度がありますので、ご紹介いたします。

国土交通省ホームページから、「特定技能」制度に関する最新の情報や資料を入手することができますので、ご活用ください。
国土交通省HP：
http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000118.html